

質問内容

- ① 施設建設時の支払い資金の財源の一部として、市からの起債？が発行され、その償還元金及び利息を収入（一般財源繰入を含む）から返済されていると思われませんが、今後、継続して支払いは発生しますか？
- ② ①に関連して、決算資料（過去 3 年分）に一般財源繰入がありますが、できれば、施設整備後（平成 19 年度以降）の決算状況が分かる資料を見せていただきたい。難しいようであれば、起債発行額、引き渡しまでに返済される予定の償還額及び利息の累計額、一般財源繰入の累計額を教えてください。（償還計画書等）
- ③ 最終の施設整備完了が、平成 20 年 3 月 20 日であると思われませんが、施設整備に関連する補助金等の返還は生じませんか？（10 年を経過するので大丈夫だとは思いますが…）
- ④ 施設の見学の際、地震や経年劣化の為に一部の修繕箇所の説明は受けましたが、その他の修繕が必要と思われる設備については、「運営上支障がない」為か、修繕の有無については回答がなかったので、譲渡時までに修繕を行うのか？ 譲渡法人にて修繕を行うのか？
- ⑤ ④について、譲渡時までに修繕を行う場合、修繕箇所のリスト及び修繕時期、費用が分かれば教えてください。
- ⑥ 施設見学時に、ご利用者の身心の状況やニーズ等の変化により、本来の使用目的が図られていないと思われるスペースや設備については、協議の上、変更は可能か？

回 答

- ① 菊池市において対応します。
- ② 平成 19 年度から 26 年度までの決算は別添のとおりです。
- ③ 菊池市において対応します。

- ④ 「公募要領」中、「6財産の取扱い」の（3）に記載のとおり、「施設については、現状のままでの受け渡しを前提とし、移譲時に生じる費用や移譲後の維持修繕等に係る費用並びに施設の老朽化に係る改築費用等は、移譲先法人の負担とする。」としています。必要な修繕については、移譲後の法人でお願いします。
- ⑤ 現状渡しとしています。
- ⑥ 法的な基準を満たし、かつ、利用定員等の変更がなければ、事前に市と協議の上、許可が得られれば変更は可能です。